

米軍無人機MQ-9の海上自衛隊鹿屋航空基地における 一時展開に関する協定

米軍無人機MQ-9の海上自衛隊鹿屋航空基地における一時展開に関し、九州防衛局長と鹿屋市長との間で、下記のとおり協定を締結する。

記

1 海上自衛隊鹿屋航空基地の位置付け

国は、米軍に対し、米軍無人機MQ-9の一時展開のため、海上自衛隊鹿屋航空基地を日米地位協定第2条第4項(b)に基づく施設及び区域として提供する。

2 米軍無人機MQ-9の一時展開内容

一時展開される米軍無人機MQ-9の機数は最大8機とする。

一時展開の期間は、米軍無人機MQ-9を運用するために必要な事前準備期間及び運用終了後の撤収期間を除き1年間とし、この期間の延長は行わない。

上記の内容以外の展開については、日米間で協議は行っておらず、米軍基地化につながる米軍の基地使用の常態化は考えていない。

また、国は、運用開始の日及び撤収の日を事前に鹿屋市に通知する。

3 騒音対策

国は、米軍無人機MQ-9の一時展開に伴う騒音状況については、その把握に努めるとともに、一時展開後の騒音の状況を踏まえた上で、防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律(昭和49年法律第101号)(以下「環境整備法」という。)に基づき、各種施策を講ずる。

4 安全安心対策

国は、米軍無人機MQ-9及び米軍関係者の事件及び事故の未然防止に努めるとともに、事件及び事故が発生した場合には国の責任において適切に対処する。

また、鹿屋市を含む関係機関との間で連絡体制を構築するとともに現地連絡所を設置し、もって住民の安全及び安心の確保に努める。

なお、これまで協議してきた市民の安全安心に関する事項については、別途文書により確認する。

5 情報提供

国は、平素より鹿屋市を含む関係機関に対し、米軍無人機MQ-9や鹿屋市から受けた要望等への対応状況等に関する情報について、速やかに提供する。

6 地域振興策

鹿屋市が行う地域振興に係る取組に関して、国は、環境整備法等を活用し、最大限の協力を行う。

附 則

- 1 本協定の内容を見直す必要が生じた場合には、当事者間で協議するものとする。
- 2 本協定の趣旨を尊重し、かつ誠意を持って履行するものとし、その証として本書を2通作成し、当事者署名捺印の上、各1通を保有するものとする。
- 3 本協定は、米軍無人機MQ-9の海上自衛隊鹿屋航空基地からの撤収をもって、その効力を失う。

令和 4年 7月 21日

九州防衛局長

伊藤 哲也

鹿屋市長

中西 浩